

理由

関税暫定措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定において関税の譲許が特定の用途に供するものであることを要件としている物品でその譲許の便益の適用について手続を要する物品の指定等を行うほか、同協定における関税についての便益の適用を受けるために必要な原産地証明書等に係る所要の規定の整備を行うとともに、特惠関税の適用除外となるメキシコを原産地とする物品の指定を行う等の必要があるからである。